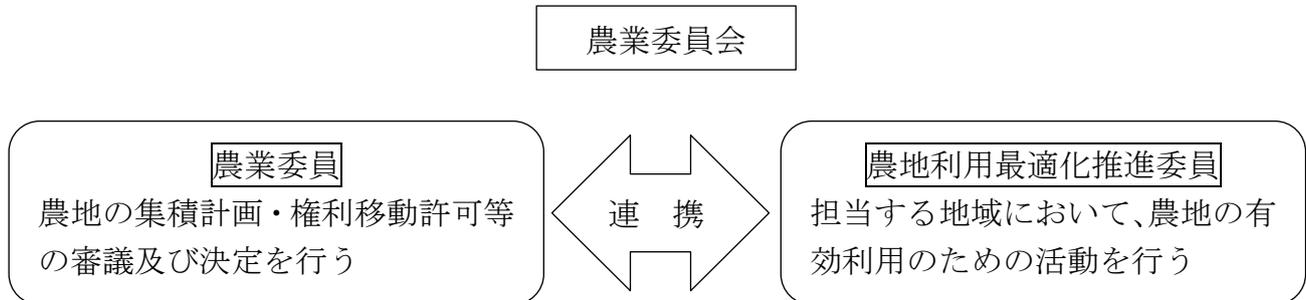


農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

木曾岬町及び木曾岬町農業委員会は、現農業委員の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。農業に関する知識と熱意を持ち、農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適切に行うことができる方の推薦又は応募をお待ちしております。応募方法等は、次のとおりです。



1 募集等について

「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」について、推薦又は応募により委員を募ります。

2 農業委員会の委員の役割

(1) 農業委員

農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的な業務は、次のとおりです。

- ① 平日に開催される農業委員会総会及び研修会等の会議（月に1回程度）へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。
- ② 農地法等に基づく申請の調査を行います。
- ③ 農地法に基づき、町内の農地の利用状況の調査及び調査結果の報告を行います。
- ④ 農地の利用の最適化（遊休農地の有効利用、違反転用防止等）のための調整などを行います。

(2) 農地利用最適化推進委員

担当する地区において、担い手農家への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、担当地域の農地の有効利用を図ります。具体的な業務は、次のとおりです。

- ① 平日に開催される農業委員会総会及び研修会等の会議（月に1回程度）へ出席し、担当する地域内の農地法等の申請内容について、調査し、調査結果を報告等します。
- ② 農地法等に基づく申請について調査を行います。
- ③ 担当する地域内の農地の利用状況の調査を行い、遊休農地の解消等有効利用、違反転用防止・是正等の活動を行います。
- ④ 農地の利用の最適化の推進のため、中間管理機構と活動を行います。

3 推薦又は応募を受ける委員数

(1) 農業委員 9名

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

4 推薦・応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

※ただし、次のうちいずれかに該当する人は応募できません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 法令上農業委員会の委員と兼職を禁止されている職にある者
- ④ 暴力団または暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

5 応募書類

次の書類に必要な事項を記載し、木曾岬町農業委員会へ提出してください。

(1) 推薦・応募申込書・・・・・・農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります。

※別紙「推薦・応募申込書」をダウンロードしてご利用ください。

※「推薦・応募申込書」に記入された事項は、住所を除いて全て公表となります。(募集期間の中間と終了後に町ホームページ等で公表します)

6 応募書類の提出

木曾岬町農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出（3月31日必着）してください。

郵送の場合の送付先

〒498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地

木曾岬町農業委員会事務局

7 推薦又は応募の期間

令和8年3月2日（水）午前8時30分から令和8年3月31日（火）午後5時15分までに必着（郵送の場合は、消印有効）

8 選考方法

応募又は推薦の理由、認定農業者、女性、青年農業者、地域バランス等を考慮し、木曾岬町農業委員会委員候補者等選考委員会が候補者の選考結果を町長に報告し、町長が町議会の同意を得て決定します。

9 委員任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

10 お問い合わせ

木曾岬町農業委員会事務局（木曾岬町役場内）

〒498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地

電話 0567-68-6105

ファックス 0567-68-3792

Eメール sangyou@town.kisosaki.mie.jp